

## 2019年度夏民法問題2・解答例

### 1 設問(1)について

Cは、乙について確定的に所有権を取得している可能性がある。

(1) Aは、3000万円の貸金債務を担保する目的で、乙をBに譲渡している。そして、Aは乙につき以後Bのために占有するという意思を表示するという占有改定をしたにすぎず、その現実の占有はAの下にとどめられている。そうだとすれば、乙は、Aが営む喫茶店で引き続きAによる使用に供されていると考えられることから、A B間の譲渡は、真正な売買ではなく、担保目的でなされた譲渡担保権の設定契約ということができる。

かかる譲渡担保権の設定により、乙の所有権がBに移転しているのであれば、Aは乙について無権利ということになり、Aからの譲受人Cも乙について所有権を取得することができないのが原則となる。そこで、譲渡担保の法的性格が問題となる。

ア そもそも、譲渡担保は、債権担保のために目的物の所有権を移転するものであるから、かかる所有権移転の効力は、債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められると解する。そうだとすれば、譲渡担保権設定者は、譲渡担保の目的物を処分する権能をいまだ有しており、譲渡担保権の負担付きの権利として目的物の所有権を移転することができると解する。

イ 本件でも、Aは、譲渡担保の目的物である乙をCに譲渡したことによって、Cは譲渡担保権の負担付きのものとして乙の所有権を取得することができる。

### 2 (2) そうだとしても、Cとしては、即時取得（192条）により、譲渡担保権の負担のない所有権を取得すると主張されることが考えられる。

ア まず、CはAから「動産」である乙の譲渡を受けるという「取引行為」によって、引渡しを受けて「占有を始めた」といえる。

イ また、占有の事実から、Cの平穏・公然・善意が推定される（186条1項）。

ウ そして、前占有者Aの権利行使が適法なものと推定される（188条）結果として、譲受人Cの無過失も推定される。

エ したがって、上記推定が覆されない限りは、Cの即時取得が認められるから、Cは譲渡担保権の負担のない所有権を取得できる。

### 2 設問(2)について

Dは、Aに対し、所有権に基づく返還請求として、甲不動産の明渡請求をすると考えられる。

(1) かかる請求が認められるためには、Dが甲不動産を所有しており、Aがこれを占有していることを要する。

そして、Aは甲不動産において喫茶店を営んでいることから、その占有はAにあると考えられる。

これに対し、Dは、甲不動産についての譲渡担保権者Bからの譲受人である。そのため、Bが甲不動産について処分権限を有しているのでなければ、Dは甲不動産の所有権を取得できないことになる。

ア 前述のとおり、譲渡担保による所有権移転の効力は、債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められるから、譲渡

3

- 担保権者は、債務者が被担保債務の履行を遅滞したときに目的物の処分権限を取得すると解する。
- イ 本件では、Bは、本件融資の弁済期が経過した直後に甲不動産をDに売却しているため、甲不動産の処分権限を取得していた。
- ウ そのため、Dは、甲不動産の所有権を取得することができる。
- (2) これに対し、Aは、Dは本件融資の経緯を熟知している悪意者であり、かつAを快く思っておらず甲不動産からAを追い出して喫茶店を続けられないようにしてやろうという背信性をも有する背信的悪意者であるから、所有権の取得は認められないと反論すると考えられる。
- しかし、前述のとおり、債務者が弁済をしないまま弁済期を経過した後は、譲渡担保権者は目的物の処分権限を取得するのである。そして、かかる処分権限に基づきなされた処分は債権の満足を得るための譲渡担保権の実行なのであって、かかる実行の法的安定性は可及的に保護されるべきである。それにもかかわらず、譲渡担保権者は、譲受人が背信的悪意者かどうかを確知し得るとは限らないのに、譲受人の主觀的事情いかんにより処分の効果が否定されてしまうと、譲渡担保権者に不測の損害が生じてしまう。
- そこで、譲受人が背信的悪意者であったとしても、譲渡担保権者が処分権限に基づいてした法律行為の効力は否定されないと解する。
- そのため、Dが背信的悪意者であったことをもってB D間の法律行為の効力は否定されず、Aの上記反論は認められない。
- (3) もっとも、Aは、被担保債権額が3000万円であったのに対し、

4

- Dへの処分は3300万円でなされているから、Aは、Bに対して、300万円の清算金請求権を有する。そこで、かかる清算金請求権を被担保債権とする留置権（295条1項）を行使して、300万円の清算金の支払を受けるまではDへの明渡しを拒むことが考えられる。
- ア まず、既にDが甲不動産の所有権を取得しているから、これを占有するAは「他人の物の占有者」に当たる。
- イ また、上記のとおり、AはBに対して清算金請求権を有しております、「債権」を有するといえる。
- ウ もっとも、かかる清算金請求権は、「その物に関して生じた」債権ということができるか。
- (7) そもそも、留置権は、物の引渡しを拒むことで債務者に心理的圧迫を加えることで、債務の履行を間接的に強制させる担保物権である。そして、被担保債権の候補となる債権の成立時点において当該債権の債務者と目的物の引渡請求権者が同一である場合にはじめて、かかる間接的強制が意味をなす。そこで、かかる場合に「物に関して生じた」といえると解する。
- (イ) 本件において、確かに、目的物である甲不動産を処分して初めて清算金の額が決まるところからすれば、清算金請求権は甲不動産の譲渡によって発生するとも思える。しかし、被担保債権の弁済期の経過後は、Bによって甲不動産が処分され得る状態にあり、抽象的には弁済期の経過により清算金請求権が発生していたということができる。そうだとすれば、BがDに甲不動産を譲渡する

5

前に被担保債権の候補となる清算金請求権が発生していたということができる。そして、弁済期の経過時点によって目的物の処分権限を取得したBは、Aに対して甲不動産の明渡請求権を有していたといえる。そのため、被担保債権である清算金請求権の発生時点において、同債権の債務者と甲不動産の明渡請求権者はとともにBであったといえる。

(ア) したがって、清算金請求権は、「その物に関して生じた」債権に当たるといえる。

エ そして、Dに対する売却の段階で清算金の額が被担保債権額との差額300万円と定まり、清算金請求権が具体化したといえるから、同債権の弁済期が「到来していない」ともいえない。

オ そのため、Aは留置権を行使することができる。

(4) よって、Bが清算金300万円を支払うまでは、Dの上記請求は認められない。

以上

6